

鹿沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部改正について

次のように改める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正  
する条例

鹿沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 9 年鹿沼市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 鹿沼木工団地周辺地区地区整備計画区域の部 A 地区の項及び B 地区の項中「児童更生施設」を「児童厚生施設」に改め、同部に次のように加える。

C 地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 図書館、博物館その他これらに類するもの (4) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（保育所を除く。） (5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これら	1,000 平方メートル（公共施設整備により敷地面積が 1,000 平方メートルを下回る場合を除く。）	外壁等の面から、市道 7015 号線の道路境界線までの距離（ただし、守衛所等施設の管理・保安のために必要な建築物を除く。）	2.0 メートル以上
			外壁等の面から隣地境界線	1.0 メートル以上

	<p>に類するもの</p> <p>(6) 公衆浴場</p> <p>(7) ボーリング場、 スケート場、水泳 場その他これら に類するもの</p> <p>(8) マージャン屋、 ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発 売所、場外車券売 場その他これら に類するもの</p> <p>(9) カラオケボッ クスその他これ に類するもの</p> <p>(10) 飲食店</p>			<p>までの距 離（ただ し、守衛 所等の管 理・保安 のために 必要な建 築物を除 く。）</p>		
--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。